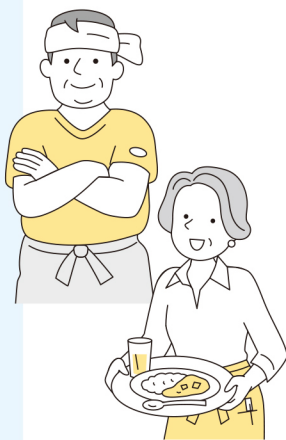


普通徴収(個人で納める方法)

自営業の人や、住民税が給与や年金から天引きされない人には、住民税の「納税通知書」と「納付書」を6月上旬に区役所(税務課)から自宅へ郵送します。

営業等事業所得者
(自営業の人等)



①所得税の確定申告
2月17日～3月17日に申告

①住民税の申告
3月17日までに申告
(確定申告をされた人
は必要ありません)

②納税通知書
6月上旬に本人宛てに発送

③納付(納付書・口座振替等)
(第1～4期)

令和7年度の納期限(年4回)
第1期 6月30日(月)
第2期 9月1日(月)
第3期 10月31日(金)
第4期 2月2日(月)

税務署

確定申告書等の写し

区役所

納入

各金融
機関等

給与からの特別徴収 (給与天引きで納める方法)

給与から天引きされる人には、住民税の「税額通知書」を5月中旬に区役所(税務課)から勤務先へ郵送します。
勤務先から「税額通知書」を受け取ります。

給与所得者
(給与収入がある人等)



①所得税の確定申告
給与以外の所得がある等、確定申告をする必要がある人や、医療費控除等で確定申告をすると所得税が還付される人が行います。

①給与支払報告書
1月31日までに提出

③税額通知書
5月末日までに本人に渡す

②税額通知書
5月中旬に勤務先に発送

⑤納入
各月分を翌月10日までに納入

④給与から
税額相当分を
天引き
その年の6月から
翌年の5月までの
給与から天引き

勤務先

エルタックス

※地方税ポータルシステム(ELTAX)を通じて、納入することも可能です。

公的年金等からの特別徴収 (年金天引きで納める方法)

一定の要件に該当する年金受給者については、公的年金等から住民税が天引きされます。
住民税の「納税通知書」は6月上旬に区役所(税務課)から自宅へ郵送します。

公的年金等の支払者
(日本年金機構等)

①公的年金等支払報告書

②税額を通知

③年金から税額相当分を
天引きし納入

区役所

②納税通知書

年金受給者

